

平成13年7月11日(水)
於・東条インペリアルパレス

水産政策審議会第1回資源管理分科会議事録

水産庁

水産政策審議会・第1回資源管理分科会

1. 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成13年7月11日 午後3時50分

閉会 平成13年7月11日 午後4時30分

2. 出席した委員の氏名

石黒勝三郎	伊藤裕康	植村正治	岡田和子
小野征一郎	栢原英郎	佐々木護	佐藤 稔
寿崎洋一	中田邦彦	中村晃次	中村靖彦
西 正三	西橋久美子	二村雄三	藤本昭夫
増田常男	三鬼楠好	矢野等子	山内皓平
山下東子	吉岡修一	吉武雅子	

3. 水産庁側出席者

川口増殖推進部長	山川漁政課長	今井企画課長
高島水産経営課長	石島加工流通課長	大石沿岸沖合課長
岡本遠洋課長	中前研究指導課長	末永漁場資源課長
井貫栽培養殖課長	田中計画課長	鹿田整備課長
糸防災漁村課長	佐々木船舶管理室長	宮原指導監督室長
山下海外漁業協力室長	中山海洋技術室長	小關魚類防疫室長
浮参事官		

4. 諮問事項

[諮問第3号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正について](#)

5. 協議事項

[海洋水産資源開発基本方針の策定について](#)

- 6 . 報告事項
[大臣管理漁業の見直しについて](#)
[漁獲可能量制度の実施状況について](#)
- 7 . [そ の 他](#)
- 8 . 議 事
[別紙のとおり](#)
- 9 . 議決の数
出席者全員賛成
- 10 . 答 申
[別紙のとおり](#)

目 次

- 一、[開 会](#)
- 一、[諮問事項](#)
[諮問第3号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正について](#)
- 一、[協議事項](#)
[海洋水産資源開発基本方針の策定について](#)
- 一、[報告事項](#)
[大臣管理漁業の見直しについて](#)
[漁獲可能量制度の実施状況について](#)
- 一、[そ の 他](#)
- 一、開 会

開 会

小野分科会長 それでは、引き続きまして水産政策審議会第1回資源管理分科会を開会したいと思います。

これから審議に入るわけですが、私が引き続きまして資源管理分科会長として議事を進めてまいりますので、よろしく御協力のほどお願いいたします。

本日の分科会は、委員定数25名中、ただいまのところ23名の出席となりますので、適法に成立しております。

諮問第3号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正について

小野分科会長 それでは、これから本日の議事に入りたいと思います。

本日は、諮問事項が1件、協議事項1件、報告事項が2件ございます。

なお、本日御審議いただきます諮問事項につきましては、先ほど承認いただきました水産政策審議会議事規則第10条の規定により、資源管理分科会の議決をもって水産政策審議会の議決となるということを示し添えておきたいと思っております。

それでは、諮問第3号、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正についてに入りますが、諮問第3号について、遠洋課長、御説明をお願いいたします。

岡本遠洋課長 遠洋課長でございます。

お手元の資料1と番号が振ってあるものが諮問第3号でございます。まず、諮問文を朗読させていただきたいと思っております。

水産政策審議会会長 殿

農林水産大臣臨時代理

国務大臣 片山 虎之助

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正について（諮問第3号）

別紙のとおり、漁業法（昭和24年法律第267号）第65条第1項及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第1項の規定に基づき、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法第65条第5項及び水産資源保護法第4条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

内容でございますが、次のページをめくっていただきたいと思います。

御承知のとおり、まぐろ類等の高度回遊性魚種に関しましては、その分布等が広く沿岸国の漁業水域と公海にわたりますので、その資源管理に当たっては、地域漁業管理機関等を通じて協力することになっております。

大西洋の海域におきましては、大西洋まぐろ類保存委員会、通称I C C A Tと言われる機関において資源管理が行われておりまして、我が国もこのI C C A Tに加盟し、I C C A Tが行う勧告等に沿って我が国の遠洋かつお・まぐろ漁業の操業管理を行ってきております。

今回の改正につきましては、平成12年11月に開催されましたI C C A T年次会合におきまして、めばちの資源状況の悪化及び幾つかの国が漁獲量を増加させている状況にかんがみまして、新たにめばちの保存管理措置に関する勧告がなされております。

その勧告の中では、締約国及び協力的非加盟国、主体又は漁業主体は、2001年の大西洋のめばちの漁獲量をすべての漁船による1991年・1992年の2年間の大西洋めばちの平均漁獲量に制限することということが勧告されております。

このため、当該勧告に沿った的確な漁業管理を行うことが可能となるような標記の省令の改正が必要であるということで今回諮問させていただきます。

改正の内容につきましては、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第2を改正いたしまして、大西洋の海域における遠洋かつお・まぐろ漁業について、農林水産大臣が期間を定めて採捕を禁止する魚種としてめばちを追加することにしたいと思っております。

施行期日としましては、平成13年8月1日から施行するという内容にしたいと思っております。

次のページに省令の改正案がございますが、お手元の4ページを見ていただきたいと思っております。

ここでは、改正案と現行の比較対照表がございますが、4ページの上段の左端のところには別表第2の遠洋かつお・まぐろ漁業のところに、10という番号を振って新たに規定を追加して入れたいと思っております。

「大西洋の海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるめばちの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する」という規定を入れ、一定の漁獲量に達した場合におきまして、その採捕について禁止することができるような規定をこのたびの省令において定めたいということでございます。

9ページには非常に簡単でございますが、先ほど申し上げました昨年のI C C A Tのめばちの保存管理措置に関する勧告ということで、各国がとるべき措置の内容を書いてございます。先ほど申し上げた内容でございます。

10ページを見ていただければ、大西洋における主要国のめばち漁獲量の推移を書いてございます。

以上、諮問の内容を説明させていただきました。

小野分科会長 ただいまの説明につきまして何か御意見、御質問ございますか。ございませんか。

〔「異議ありません」の声あり〕

小野分科会長 よろしいですか。

それでは、諮問第3号については原案どおりでよろしいということにしたいと思っております。それでは、そのように決定いたします。

海洋水産資源開発基本方針の策定について

小野分科会長 それでは、協議事項に入らせていただきます。

海洋水産資源開発基本方針の決定についてというテーマですが、御説明を企画課長、お願いいたします。

今井企画課長 資料2を御覧いただきたいと思います。

三鬼委員 すみません。今のところで意見がちょっとありますが。

小野分科会長 それでは、お願いします。

三鬼委員 三鬼でございます。

ただいま遠洋課長さんから説明がありましたが、前回私も出席させていただきましたときに意見を述べさせていただいたのですが、我々の今の操業というものは、時代に沿った、資源にやさしい我が国の伝統のはえ縄漁業であると思っております。しかし、最近その存亡にかかわるようなはびこってまいりました便宜置籍船の廃絶、これに向けた水産庁の粘り強い要請、その努力に対しまして大いに敬意を表するものであります。

このたびの大西洋における国際的なめばち規制、これは廃絶への第一段階として適切なものであると思えます。実質的な漁獲割り当てにおきましても、許容範囲のものであって、この交渉に当たる今までの長官、そしてまたコミッショナーを初め、多くのスタッフの御努力に厚く御礼を申し上げたい。まずこのことを申し上げたいと思えます。

業界におきましても最大の関心事、これは中国の動向である。このように思っております。最前企画課長からも説明がありましたように、最近の水産をめぐる現状と課題、この中でも中国の躍進というものは非常に目に余るというか、目覚しいものがあるわけでありまして、最近の情勢から憂慮すべき方向にいつているというように肌で感じるわけでありまして、中国の今回の異議の申し立て、これにつきまして便宜置籍船の中国の露骨な受け入れの状況、我が国への輸入量の激増を皆さんはよく御存じのはずであります。我々の知る限りでは、昨年輸入量6,765トン、この数字が出ております。本年も5月までに既に1,400トン、さらに今後の秋に向けての歯どめのない状況が予想されております。我が国としては、めばちのすべての消費国の責任として国際資源の管理措置、これを損ねるような国からの輸入には毅然たる態度で規制をしていかなければならんと、こう思っておりますが、今後の対応はいかなるものかと、このように思っております。この点も方針というものをお尋ねしたいと思っております。

もう1点、加盟国への勧告は1991年から92年の、先ほども御説明がありましたように、平均時にもかかわらず、めばちに何一つ実績の報告もないバルバドス、こういう国からの異議申し立てがあったわけですが、この国は昨年12月にI C C A Tに加盟したばかりであります。この事態は我々から見ましても、実に異例なものである。このように、理解に苦しむものであります。一体この背後には何があるのか、非常に疑わしいものがあると、このように思っております。この点について我が国は資源管理を通じました持続的利用の恩恵を受けている立場から、このバルバドス国に対し、その撤回を強く働きかけるべきだと思っておりますが、どのような措置を今後とられるのか、また、とってきたのか、お聞かせ願えればありがたいと、このように思っております。

この2点をお尋ねいたしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

小野分科会長 今後の方針及びバルバドスの異議申し立てについて。

岡本遠洋課長 まず第1点の御質問の件でございますが、委員御指摘のとおり、中国が近年に入りまして非常に急激な形で漁獲努力量の増大をやっております。私どもがつかん

でいる中では、I C C A TでIUUと言われる、通称便宜置籍船とかという形で操業していた漁船を導入して、自国の漁獲努力量の増大を図っているという指摘がありますし、また、そういう情報も我々はつかんでおります。

この問題につきましては当然のことでございますが、中国サイドにしてみれば漁業を進展させる自由はあるという当然の主張はするわけでございますが、私どもとしましては、先ほど申し上げましたように、かつお・まぐろ漁業というのは国際的な枠組みを通じて管理していかなければいけない。1国だけが独自の措置をとっても意味がないものですから、I C C A Tでいろいろ取り組んできたものをきちっと守ってもらうような形として中国との間で過去数次にわたりまして2国間の協議を続けてきております。その中で、私どもとしては中国の漁獲努力量の管理というものが的確に行われるような形の枠組みづくりというものを目指して中国に働きかけていきたいと思っております。

この問題につきましては、言葉が悪いんですが、相手がありまして、日本が決めたといっただけで、それが全てできるわけではございませんので、2国間の協議を求めて対応していきたいと思っております。

それと輸入問題に関しましてですが、これは素朴な疑問として当然のことでございますが、国際的な漁業管理の枠組みから外れて操業しているものの輸入をなぜとめられないのかというような御指摘はいろいろあるんですが、貿易につきましては貿易のルールというのが別途ありますので、私どもとしましては、貿易のルールが的確に運用できるような形、そういう環境づくりということで、国際機関においてのいろいろな取り組みを固めて、その国際機関における取り組みを背景にした貿易ルールの適用という形を目指しているところでございます。

それと第2点目でございますが、バルバドスの件でございますけれども、この異議申し立てというのは、当然我々にとっても、はっきり言えば不思議な話でございますが、その背景と言われましても、私何とも申し上げようがないわけです。ただ、私ども日本政府としては別にI C C A Tに対して異議申し立てをすとか、そういうことではございませぬので、我が国としてはI C C A Tの勧告を実施していくということで、輸入についての制限等については取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

三鬼委員 ありがとうございます。

中国問題に関しては農村物等いろいろ今ややこしい問題の中にあるわけですから、交渉はこれから非常に難しい場面を迎えると思うんです。どうかひとつ粘り強く対処していただくようお願いいたします。

以上でございます。

小野分科会長 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正について、ほかに特にございますか。

協議事項に移ってよろしいですね。

では、協議事項、改めて、海洋水産資源開発基本方針の決定について、企画課長、お願いいたします。

今井企画課長 それでは、資料2を御覧いただきたいと思います。

海洋水産資源開発基本方針の策定についてということで資料をまとめてございますけれ

ども、協議していただきたい事項のポイントは、これから年度末に向けまして、海洋水産資源開発基本方針の策定の作業を進めていく必要がありますけれども、その作業がうまく取り運ぶように、この分科会に専門委員会をお作りいただきたいということを御協議願いたいということでございます。

内容につきまして資料を使いながら背景説明等をさせていただきたいと思えます。

まず、1にありますとおり、海洋水産資源開発基本方針と申しますのは、海洋水産資源開発促進法の規定に基づきまして、海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るために、そこにありますように、1から4にあるような事項について農林水産大臣がおおむね5年ごとに定めることとされているものでございます。

後ろの方に参考資料として第6次の基本方針がつけてございます。2 - 7というページのところに第6次の現行の基本方針が付けてございますけれども、そこを1ページめくっていただきますと、基本方針の中身がありますが、例えば第1の沿岸海域における水産動植物の増殖及び養殖の推進に関する事項ということでは、1にあるような増殖・養殖を推進することが適当な水産動植物の種類。2にありますとおり、その漁業生産の増大の目標。3にありますような、その場合の自然条件の基準。そういったようなことを定めるとか、その先の4ページのところには、第2の海洋の新漁場における漁業生産の企業化の促進に関する事項ということでは、新漁場における漁業生産の企業化による漁業生産の増大の目標を何万トンにするとか、企業化を促進することが適当な新漁場の予定海域はどこだというようなことを内容とするような基本方針をおおむね5年ごとに定めるというようなことにされているということでございます。

資料の2のところを見ていただきますと、ただいま見ていただいたようなものが第6次の基本方針ですけれども、この第6次の基本方針というのは、平成8年7月に策定されておりまして、5年ということでは、ことしの3月に終期を迎えることになっておりましたけれども、一方で水産基本法を初めとする基本政策の見直し作業が進んでいる途中でもありまして、これと整合をとってこの基本方針も策定した方がいいだろうということで、昨年の旧中央漁業調整審議会にお諮りいたしまして、目標年度を1年延長して政策推進するというふうにしてもらったところでございます。

従いまして、この基本方針というのは1年延長されてはおりますけれども、来年の3月、平成14年3月には終期を迎えることとなりますので、本年度中に次期の基本方針を策定して、公表する必要がある。その作業をこれから進めていく必要があるということでございます。

その検討作業を円滑に進めるためにこの資源管理分科会のもとに、一つとしては沿岸の増養殖の関係、2点目といたしましては、新漁場・新漁業生産の方式に関するもの、3点目としては資源管理、そうした三つの専門委員会を設置して、作業を進めていってはどうかということでございます。このやり方につきましては、これまで旧中央漁業調整審議会のもとでこの基本方針の策定作業をしてきたそのやり方と同じでございます。

(2)にありますけれども、その専門委員会につきましては、その次のページに大まかなスケジュールをつけてございますけれども、これまでの例に倣えばそれぞれ2回程度開催して、検討を進めることにしてはどうかというようなことではございまして、これは前回のと申しますか、現行の第6次の基本方針の策定スケジュールに合わせてみますと、秋に、

9月から10月ぐらいにかけて、三つの委員会をそれぞれ2回ぐらい開催していただきまして、年を越してから水産政策審議会の資源管理分科会として答申をいただくというようなことで進めていってはどうかと考えているところでございます。

なお、これに関連いたしましては、先ほど水産基本計画の諮問があったわけですが、先ほど第6次の基本方針を見ていただきましたように、例えば増養殖による漁業生産の増大の目標というのは、基本法に基づく新しい水産基本計画の需給率の目標とも関係するものでありますので、ばらばらに策定するのではなくて、整合性を持たせて検討していきたいと考えておりました、必要に応じ、この分科会なり、三つの専門委員会と基本計画の策定についての企画部会との連絡調整も行いながら検討を進めたいということでございます。

いずれにいたしましても冒頭申し上げましたように、これからこの作業を進めていきますので、3のところに書いてありますように、この分科会に三つの専門委員会をお作りいただくことを御了承いただきたいというのが協議事項の内容でございます。

よろしく願いいたします。

小野分科会長 わかりました。

今の説明につきまして何か御質問、あるいは御意見等ございませんか。

増田委員。

増田委員 第3項目の水産政策審議会の資源管理分科会のもとに3専門委員会を設置するということがありますけれども、3専門委員会のメンバーというのは資源管理分科会の委員の中から選抜するということですか。それとも新たに選ばれるということですか。御参考までにお聞きしたいと思います。

今井企画課長 すみませんでした。3の(3)のところとも関係するんですけども、基本的には資源管理分科会に所属する委員の方々にその三つの専門委員会に所属していただきまして、また、この三つの項目については専門にわたる分野でもありますので、3の(3)に書いてありますように、農林水産大臣から特別委員の任命というのは後日また行っていただいて、その特別委員とこの資源管理分科会に所属する委員の方々、両方合わせて審議を進めていただきたいと考えております。その分科会の委員の方と、これから農林水産大臣の方から追加的に任命する特別委員の三つの専門委員会への所属については分科会長と事務局の方で相談の上、決定するというようにしていただくとありがたいというふうに考えているところでございます。

増田委員 わかりました。

小野分科会長 では、そのほかに。

〔「異議なし」の声あり〕

小野分科会長 異議なしでよろしいですか。

それでは、特に御意見はないようですので、ただいま説明がありましたとおり、本分科会に専門委員会を三つ設けまして、それからさっきスケジュールがありましたけれども、それに従いまして御審議をいただき、海洋水産資源開発基本方針の案ができましたところでこの分科会にお諮りいただくことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

小野分科会長 それでは、そのように決定させていただきます。

大臣管理漁業の見直しについて

小野分科会長 次に、報告事項に入らせていただきます。

大臣管理漁業の見直しについてということですが、企画課長、御説明をお願いします。

今井企画課長 続きまして、報告事項、資料3を御覧いただきたいと思います。

これは既に終わってしまったことの報告事項ではございませんで、これから作業を進めていきますという作業方針の途中の報告事項ということでございます。

資料は長々と文章が書いてありますけれども、報告のポイントといたしましては、皆さん御承知のとおり、来年の8月に指定漁業の一斉更新の時期を迎えます。それに先立ちまして、基本法の制定を機に、いわゆる大臣管理漁業全体というのを見直しまして、その中で指定漁業の範囲をどのように考えていくかということについての制度的な整理を行いたい。その整理を行った上で指定漁業の一斉更新の作業に入っていきたいということで、現在、指定漁業の範囲をどういうふうに整理をするかということについての作業を進めております。作業の結果が出たところで後日またこの分科会にその内容について諮問させていただくこととなりますけれども、現在そういう作業をしているということについての途中の報告を今回させていただきますということでございます。

それでは、資料を使いながら簡単に御説明したいと思いますけれども、まず1のところでは現行制度の考え方とその運用実態ということでまとめてございますが、昭和37年の漁業法の改正によりまして、大臣管理漁業についての制度的な見直しが行われました。その中では、 にありますとおり、資源管理又は漁業調整の観点から国が統一的な規制を講ずる必要があり、許可隻数、トン数等の総枠規制を行う必要がある漁業については、政令によりまして指定漁業として国が管理するというふうにされております。

一方で、国が統一的な規制を講ずる必要がある漁業であっても、許可隻数、トン数等の総枠規制を行う必要のない漁業については、漁業法の第65条、水産資源保護法第4条の規定による省令を定めて管理することができるというふうに、制度的にはそういう整理がなされております。

現在、後ろに参考資料の2として3-4というページのところに付けてございますけれども、指定漁業として16業種、承認漁業として11業種、届出漁業として5業種の漁業が国の管理となっておりますけれども、昭和37年の漁業法改正から約40年近く経過する中で、そういった制度の運用の中で大臣管理漁業の区分があいまいになっている面があるというのが現状でございます。

そうした漁業管理制度の見直しの必要性につきましては、2のところに整理しておりますけれども、一昨年12月に取りまとめました水産基本政策大綱におきましても、資源管理の強化、漁業経営の効率化等の要請を考慮しながら、指定漁業と承認漁業の統合等の許可制度の見直しを行うという方針が明らかにされておりますし、先ほど御説明させていただきました水産基本法におきましても、施策の方向としては水産資源の適切な保存管理をしていく。または効率的かつ安定的な漁業経営の育成を行っていく。また、一方では行政運営の透明性の向上に努めていくというような施策の方向に沿った運用が求められている

というのが今日的な課題というふうに認識しております。

そうした考え方に基つきまして、次のページの上の方になりますけれども、水産基本法の制定を契機に大臣管理漁業全般を今回見直すことといたしまして、指定漁業の要件を満たしているものは基本的には指定漁業として管理するというような考え方により、大臣管理漁業の再編を行っていきたい。そういうことを検討したいということでございます。

今後の予定といたしましては、冒頭申し上げましたように、来年8月には指定漁業の一斉更新があるわけですが、その一斉更新をする指定漁業の範囲をどういうふうに考えるかということになりますので、この作業につきましては一斉更新の検討の作業の前提条件といたしまして、本年の9月ぐらいいまでは検討を了しまして、関係する政省令の成案を得て、本分科会に諮問、答申をして、政省令の改正の措置をしたい。その上で一斉更新の手続に入っていきたいということでございまして、参考資料の5、ページでいきますと3-7というページのところに今後の大まかな検討スケジュールを載せてございますけれども、今口頭で申し上げましたとおり、大臣管理漁業の見直しを秋ぐらいいまでの間に政省令の改正ということで措置をいたしまして、その上で指定漁業とされたものについての一斉更新をどういうふうに考えていくかということをもた改めてこの資源管理分科会の中に小委員会を設置していただいて、来年の夏までに向けて検討を進めていきたいと考えておりまして、この政省令の改正の作業を現在進めているということを途中の経過として御報告をさせていただきたいということが、今回の報告事項でございます。

以上でございます。

小野分科会長 現在鋭意進めている作業のプロセスについて御説明がありましたが、御質問、御意見ございますか。

植村委員。

植村委員 時宜を得た課題でございますので、我々は水産基本法の資源管理の徹底を図って、持続可能な漁業状態を作り上げようと、こういう観点からこの問題については重大な関心を持っておりますので、その方針に基づいたいろいろな更新に臨んでいただきたいと、こういうことを特に要望いたしておきます。

小野分科会長 そのほかにもございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

小野分科会長 では、そういうスケジュールに従って作業を進めていくということですが、そういうことでよろしいでしょうか。

それでは、この方針で作業を進めていただきまして、その結果を分科会に諮るといふことにしたいと思います。

漁獲可能量制度の実施状況について

小野分科会長 では、続きまして、漁獲可能量制度の実施状況についてに入りたいと思います。

大石沿岸沖合課長 沿岸沖合課長でございます。

いわゆるTAC制度の管理につきましては、管理課の所管でございますが、管理課長が

空席でございますので、私の方から報告させていただきます。

お手元に特定海洋生物資源の採捕数量という別紙の資料がございます。これは5月31日までにTACの対象となっております魚種につきまして採捕された数量が報告されたものでございます。いわゆる途中経過でございます。さんまはまだ獲れておりません。すけとうだらが9万7,000トン、まあじが5万2,000トン、まいわし5万トン、まさば・ごまさばが12万9,000トン、するめいか1万7,000トン、ずわいがに2,060トンとなっております。括弧書きで昨年の数値が出してございますが、昨年とほぼ同じか、あるいは若干下回っているというふうなことでございます。

以上でございます。

小野分科会長 ただいまの報告、説明について何か御質問等ございますか。

特になければ、これはこの説明ということで終わりたいと思います。

そ の 他

小野分科会長 では、その他に入らせいただきますが、本日の議題に関係のないことでも構いませんので、委員の方々の御意見、御質問があれば承りたいと思います。

寿崎委員 このたび水産基本法に基づきまして、広域漁業調整委員会というのが新たに設置されまして、その設置目的と、既存のブロック別漁業者会議の設置目的が非常に類似しているということで、ブロック別漁業者会議の今後のあり方についてということで、前回このあり方についてどうするかということで検討課題になっておったかと思いますが、このブロック別漁業者会議というのは、沿岸漁業と沖合漁業のトラブル防止ということで、沿岸漁業者の方からこの解決に向けての強い要請のもとにできた経緯がございます。

そういうことでいろいろ検討いたしました結果、やはり過程がどうあれ、趣旨が似たようなものであるのが二つ存続するのはおかしいので、ブロック別漁業者会議はこの際廃止するという方向で進んでいただいたらなというふうに思っております。

ただ、広域漁業調整委員会の運営に当たりましては、やはり沿岸漁業と沖合漁業が調和のとれた円満操業ができるような運営に水産庁としては十分御配慮願いたいというふうに思っております。

以上です。

小野分科会長 広域漁業調整委員会が水産基本法に基づいてできますので、従来のブロック別漁業者会議というのはなくてもいいのではないかというお話ですね。

水産庁の方で。

大石沿岸沖合課長 寿崎委員の言われましたことを真摯に受けとめてこれからの運営に十分生かしていきたいと思っておりますので、そういうことで御了解いただければありがたいと思っております。

小野分科会長 ということですが、ただまの説明について御質問、御意見ございますか。

要するに今までのブロック別漁業者会議というのは広域漁業調整委員会にいわば吸収される。そこでは沿岸と沖合の円満な調整を考えると、こういうことですけれども、よろしいですね。では、そのようにしたいと思っております。

異議がないようですので、ブロック別漁業者会議というのは終了させまして、その機能を実質的に広域漁業調整委員会に引き継がれていくということですね。

ほかに特にございますか。

佐々木委員。

佐々木委員 先ほどの大臣管理漁業とも関連があるんですけども、いわゆる資源管理の問題と減船の問題なんですけれども、減船は減船の事業として事業化されているということなんですけども、当然資源管理との関係はどの程度調整上、減船としての対応がなされるのか。ただ、問題になるのは、例えば沖底なんかの2艘の許可の場合に、1艘に減船をするというような問題もあるようなんですけども、そういう対応をされた場合に、いわゆる許可の制限状況の中に条項が出てくるわけなんで、自ずから2艘と1艘のいわゆる漁法の条件とは全く違った形の許可をしないといかん問題が起きてくるということなんですけれども、その辺が大臣許可の場合には、例えば開口板をつける場合に、大臣許可で開口板は許可された。ところが、小型の知事許可等ではそれが禁止になっているというような問題もあるわけなんですけども、その辺の整合性の問題もあるわけなんですけども、減船をする場合にそういう問題とも十分配慮しながらの対応がなされるのか、その辺をちょっとお聞きしたいんですが。

小野分科会長 資源管理と減船ということですが、どなたが。

大石沿岸沖合課長 今いろいろな減船をやっておりますが、当然資源管理のためにやる減船ということが基本ではございますけれども、漁業経営が悪くなってきて減船するというようなこともございます。

それから、2艘曳きから1艘曳きという話がございました。現在でも沖合底びきの中で、全国ではございませんが、特定の区域で2艘曳きで操業しているところがございます。こういうところは、資源に与える影響、それから非常に経営が悪くなっている。その辺を考えますときに、2艘曳きを1艘曳き化して、資源に与える影響を小さくするというのと同時に、漁業経営をよくしたいといふうなことでいろいろ検討しております。ただ、実際にどういうふうにするかというところは現地の皆さんといろいろ協議しながら、それは残る人たち、それからやめる人、関係の漁業者、この辺と協議しながら決めていく話だろうと思います。

ただ、どちらにしても漁獲努力量を削減するという基本に基づいてやっていきたいと考えております。

小野分科会長 よろしいですか。

そのほかございますか。

閉 会

小野分科会長 なければ、以上をもちましてすべての議事が終了いたしましたので、本日の審議会を終わらせていただきたいと思います。長時間どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

答 申 書

13水審第2号
平成13年7月11日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣 片 山 虎 之 助 殿

水産政策審議会
会 長 小 野 征 一 郎

平成13年7月11日(水)に開催された水産政策審議会第1回資源管理分科会において審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第3号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正について